最終更新日：2018年11月20日

株式会社ジャックス
取締役社長　山﨑　徹
問合せ先：:03-5448-1311
証券コード：8584
http://www.jaccs.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社及び子会社（以下、「ジャックスグループ」という）は、株主をはじめとした、お客様、お取引先、社会や環境などのあらゆるステークホルダー（以下、「ステークホルダー」という）の信頼と期待に応え、ジャックスグループの持続的な成長、及び中長期的な企業価値の向上を実現していこうと考えております。また、企業の社会的責任（CSR）を重視した経営を進めてまいります。そのために、経営の健全性、透明性を高め、経営管理体制や監査機能の強化を図り、社会正義に合致した企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-8-1　独立社外取締役のみを構成員とする会合の定期的開催など情報交換・認識共有】
社外取締役及び社外監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、取締役、監査役、役付執行役員、幹部社員との情報共有・意見交換の場を定期的に開催しているため、本補充原則に代わるものと考えております。

【補充原則4-8-2　独立社外取締役の「筆頭独立社外取締役」決定など体制整備】
今後、独立社外取締役が増加した場合に検討してまいります。

【補充原則4-11-3取締役会全体の実効性の分析・評価・結果】
取締役会は、各取締役の自己評価及び取締役会全体の実効性についての分析・評価・結果公表の実施に向け検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有に関する方針】
当社は、取引先の株式を保有する場合、その取引先との関係の維持・強化や取引円滑化など、事業運営の観点から保有の可否及び保有数を判断いたします。その結果、保有に適さないと判断した株式は、縮減いたします。また、保有の可否及び保有数の判断の適否については、毎年取締役会において検証を行ってまいります。
なお、政策保有株式は、2015年3月末時点で115銘柄保有しておりましたが、2018年9月末時点で95銘柄まで縮減いたしました。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社が役員及び主要株主等関連当事者との間で重要な取引又は定型的でない取引を行う場合には、取締役会へ報告し、承認を得るものとしております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の企業年金の運用は、ジャックス企業年金基金が行っております。
基金は、積立金の運用を国内の複数の運用機関へ委託し、個別の投資先の選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。
また、基金の運用の専門性を高め、運用機関に対するモニタリングなどが充分発揮できるよう、適切な人材を登用、配置しております。さらに、半期毎に開催される資産運用審議会の審議を通じ、基金の運用全般の健全性を確認いたします。

【原則3-1　情報開示の充実】
1．会社の目指すところ（経営理念）や経営戦略、経営計画
当社は、『創業の精神「信為萬事本（信を万事の本と為す）」』に基づき、ステークホルダーの「信用」と「信頼」を第一に考え、成長してまいりました。また、『経営理念（「夢のある未来」「豊かな社会」の実現に貢献する。）』の実現に向けて業務に取り組んでまいります。
また、『長期ビジョン』『中期経営計画』については、以下当社ホームページに掲載しております。
（http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/management/goal.html）
2．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「Ⅰ-1基本的な考え方」に記載のとおりです。
3．取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・当社は、取締役会の諮問機関として任意の報酬諮問委員会を設置しております。
・取締役及び役付執行役員の報酬等の額は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、報酬諮問委員会における検討・討議を経た上で、取締役会で決定いたします。
・監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。
4．取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・当社は、取締役の諮問機関として、任意の指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は、取締役及び役付執行役員の選任案及び解任案を検討・討議し、取締役会に答申・報告いたします。
・当社の取締役及び監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験と共に、高い倫理観を有している者といたします。
・当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象といたします。
・新任監査役の候補者（補欠監査役の候補者を含む。）は、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。
5．取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の選任理由は、株主総会招集通知に記載しております。

・株主総会招集通知(http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/stock/meeting/)

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項の他、法令及び定款に定められた事項の決定並びに重要な業務執行状況につき報告を受けることにより、経営者の業務執行を監督しています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立性判断基準は、本報告書の「Ⅱ－1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しております。
なお、資質に関しては、当社と利害関係なく、経営の健全性や透明性が保たれるように独立・客観的な立場から意見・助言でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本として候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1　取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方】
・当社は、取締役会の人数を3名以上13名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役といたします。
・当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験と共に、高い倫理観を有している者といたします。
・独立社外取締役は、豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会における意思決定及び他の取締役の監督を行います。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況】
取締役及び監査役の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
・株主総会招集通知（http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/stock/meeting/）
・有価証券報告書（http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/library/securityreport/）

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニングの方針】
・当社は、取締役及び監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要な情報を適切に提供いたします。また、その役割や責務を果たすために必要な素養・知識・スキル習得のためのトレーニングの機会を継続して提供いたします。
・当社は、社外役員がその役割や責務を実効的に果たすために、社外役員と取締役、役付執行役員等が相互に情報を共有し、意見交換を行うことのできる機会を設定する等の環境整備に努めます。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・機関投資家等との建設的な対話を促進し、当社の経営戦略、業績等を丁寧に説明することで、当社への理解を高めていただくと共に、頂いた有用な意見等を事業に反映させるよう努めます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三菱UFJ銀行	7,015,969	20.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,448,200	7.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,372,900	3.97
第一生命保険株式会社 (常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,359,923	3.94
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,275,790	3.69
ジャックス共栄会	1,198,357	3.47
ジャックス職員持株会	799,039	2.31
日本生命保険相互会社 （常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	588,073	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	577,800	1.67
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	564,400	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2018年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である他3社から、2018年4月1日現在で8,244千株(保有割合23.50%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、上記「大株主の状況」は2018年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原 邦明	公認会計士											
岩﨑　路子	他の会社の出身者											
鈴木　政士	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 邦明	○	―――	原邦明氏は、公認会計士として国内外における豊富な知見と経験、幅広い見識を有していることから、公平で客観的な観点から意見・助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」に照らして審査した結果、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたします。

岩﨑　路子	○	―――	岩﨑路子氏は、大手化学メーカーでの豊富な経験及び大学院客員教授の多彩な見識をもとに、公平で客観的な観点から意見・助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」に照らして審査した結果、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたします。
鈴木　政士	○	―――	鈴木政士氏は、大手酒類メーカーで培った豊富な経験と知見を活かし、公平で客観的な立場から当社の経営に意見・助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」に照らして審査した結果、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	9	0	4	3	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	9	0	4	3	0	2	社内取締役

補足説明

指名諮問委員会及び報酬諮問委員会につきましては、本報告書2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）に記載のとおりです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から、年間監査計画の説明や監査の概要、監査結果の報告を受け、定期的に意見の交換を行うなど、会計監査人との連携を緊密に図っております。加えて、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク評価等についても意見交換を行っております。
監査役は、内部監査部門である監査室と内部監査の結果や内部統制システムの構築・運用の状況について、原則として、月1回意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤村 啓	弁護士													
村上 眞治	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤村 啓	○	―――	藤村啓氏は、法曹界で培われた豊富な知識や経験に基づき、公平で客観的な立場の観点から意見・助言をいただくことで監査体制のより一層の強化ができると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」に照らして審査した結果、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたします。
村上 眞治	○	―――	村上眞治氏は、公認会計士として豊富な知見と経験、幅広い見識を有していることから、公平で客観的な観点から意見・助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」に照らして審査した結果、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準（独立性判断基準）を次のとおり定めております。
社外取締役及び社外監査役が次の項目のいずれか該当する場合は、独立性を有しないものと判断しております。

1. 当社との主要な取引関係先である者、またその業務執行者
2. 役員報酬以外に会計や法律に関する多額のコンサルタント料を当社から得ている団体に所属する者
3. 議決権5%以上を有する主要な株主、またはその法人の業務執行者
4. ジャックスグループの取締役、監査役、執行役員等の2親等以内の近親者及び上記1. ～3. に該当する近親者
5. 社外役員の在任期間が長期にわたる場合

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成30年6月28日開催の第87期定時株主総会におきまして、取締役報酬等の額を6億円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と改定いたしました。また、株式報酬型ストック・オプション制度に代え、新たに株式報酬制度「譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット（業績連動型株式報酬制度）」を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第87期における取締役及び監査役に対する報酬
・取締役9名に対する総額301百万円（基本報酬259百万円、ストックオプション41百万円）
・監査役3名に対する総額42百万円
・社外役員5名に対する総額34百万円

（注）1. 上記取締役報酬等の総額には、平成29年６月29日開催の第86期定時株主総会終結時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 上記監査役報酬等の総額には、平成29年６月29日開催の第86期定時株主総会終結時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、第87期定時株主総会で決議いただいた限度額6億円以内とし、基本報酬、株式報酬で構成されております。報酬の算定につきましては、本報告書２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役につきましては、総務部が窓口となり、必要に応じて取締役会の議案の説明や資料の配布を事前に行っております。加えて、監査役会事務局が必要に応じて、社外監査役に監査役会の資料の配布や説明を事前に行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1.現状の体制の概要

(1)取締役会
取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項の他、法令及び定款に定められた事項の決定及び重要な業務執行状況につき報告を受けることにより、経営者の業務執行を監督しています。取締役会の人数は、3名以上13名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役といたします。
（2）監査役及び監査役会
当社の監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査します。監査役会は、監査役の監査に関する意見を形成するための協議、決議機関であり、各監査役は、監査役会を活用して実効性の確保に努めています。また、職務遂行を補助する組織として監査役会事務局を設置し、専任の職員を配置しています。
（3）経営会議
経営会議は、ＣＯＯの諮問機関として、各部門を統括する役付執行役員で構成され、原則月３回開催しております。経営会議では、取締役会から委任を受けた事項、業務執行上の重要案件や諸問題について幅広く検討・討議しています。
（4）監査室
当社は、独立性を確保した内部監査部門として代表取締役社長直轄の監査室を設置しています。監査室は、ジャックスグループ各拠点の事業全般にわたるビジネスリスクマネジメント・コントロール及びガバナンス・プロセスの有効性について検討・評価し、『内部統制システムに関する基本方針』等を踏まえて内部監査業務を行っています。
（5）会計監査人
当社は、会計監査人を設置しており、監査役会が定める選任基準に基づいて選任しています。
（6）指名諮問委員会
当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名諮問委員会を設置しています。同委員会は、取締役及び役付執行役員の選任案及び解任案を検討・討議し、取締役会に答申・報告いたします。また、社外役員の独立性基準の内容についても検討・討議し、取締役会に答申・報告いたします。なお、社外取締役を委員に含めることとし、客観性と透明性を確保いたします。
（7）報酬諮問委員会
当社は、取締役会の諮問機関として、任意の報酬諮問委員会を設置しています。同委員会は、取締役及び役付執行役員の業績評価及び報酬等の内容について検討・討議し、取締役会に答申・報告いたします。なお、社外取締役を委員に含めることとし、客観性と透明性を確保いたします。
（8）ガバナンス委員会

当社は、取締役会の直轄の組織として、ガバナンス委員会を設置しています。同委員会は、以下の事項について検討・討議し、取締役会に具申・報告いたします。
・ジャックスグループの全社的リスクマネジメント（ＥＲＭ）
・ジャックスグループのコンプライアンス遵守、内部統制の状況
・.コンプライアンス委員会、内部統制委員会、個人情報保護委員会など各委員会の活動評価と重要事項の確認
なお、同委員会は、社外取締役を委員に含めることとし、実効性を確保いたします。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は、取締役会が適切に意思決定と監督機能を発揮すると共に、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮することができるよう監査役会を設置しており、取締役会と監査役会双方の機能の強化により、ガバナンスの向上に取り組んでいます。また、執行役員制度を導入し、業務執行の役割分担の明確化と権限委譲を行い、迅速な業務執行を行います。さらに、取締役会の諮問委員会として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を、取締役会の直轄の組織としてガバナンス委員会を設置することにより、実効性と透明性を備えたコーポレートガバナンスを目指してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めています。 直近の株主総会開催日：平成30年6月28日 招集通知の発送日：平成30年6月6日
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月開催の第80期定時株主総会より導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月開催の第80期定時株主総会より導入
招集通知（要約）の英文での提供	平成29年6月開催の第86期定時株主総会より導入

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（中間決算、本決算）決算発表後1週間後をめどにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	ＵＲＬ：http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/ 東証で開示した決算短信のほか、有価証券報告書、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会資料、株主あての株主通信、英文アニュアル・レポートなど掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部広報課にIR専任担当者を置いている。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『経営理念』の実現と社会の課題である「消費者の安心・安全なくらし」、「環境にやさしい、便利で快適な社会」をサポートし、持続可能な社会の実現に事業を通じて貢献していくことがジャックスグループの企業責任であると考えています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動として、環境委員会を中心に全社をあげてエネルギー使用量の削減に取り組んでおります。また、社会貢献に関する専門の担当者を配置し、啓発活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に対する積極的な姿勢が株主、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼を高めるものであり、責任ある経営のために不可欠であると考えています。そのため『情報開示基本方針（ディスクロージャーポリシー）』を定め、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要情報を認識できるよう、情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を実施することにより、一層実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を図っていくものとする。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業倫理の浸透の観点から「倫理規程」等の社内規程を定め、取締役自らが率先垂範することにより、法令、定款等の遵守を図っていく。
(2) 企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに不当要求を拒絶し、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。
(3) 取締役会によって取締役の職務の執行を監督する。
(4) 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、社長を委員長とする内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催する。また、各委員会の活動評価と重要事項の確認等をガバナンス委員会にて行い、取締役会に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間、保存する。
(2) ＪＡＮＥＴホストシステム開発・保守・運用の管理業務において、「ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１」を取得しており、これの求める規準を維持して情報資産の管理を行う。
(3) これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスクマネジメントを経営上の最重要課題とし、経営上の戦略的意思決定に係わるリスク及び適正な業務の遂行に係わるリスクを総合的に検討及び評価するとともに、必要な対策を柔軟に講ずること等により、経営環境の変化等に対応するための活動を行う。
(2) 経営上の戦略的意思決定に係わるリスクについては、取締役等が構成員の会議体等において検討を行う。
(3) 適正な業務の遂行に係わるリスクについては「商品・業務リスク管理規程」に則りリスク管理を遂行し、商品・業務リスク協議会において抽出された最重要リスクについては、内部統制委員会に報告する。
(4) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「緊急対策協議会運営規程」に則り緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 企業価値向上のために策定した中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行う。
(2) 執行役員制度を導入し、取締役は13名以内とする。各取締役会で構成される取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行うとともに職務執行のモニタリングを行う。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む）が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な執行ができる体制とする。
(3) 取締役の業務執行責任の範囲を明確にし、業務を組織的・有機的に運用するため管掌役員を定め、職務の執行の管理体制を強化する。
(4) 「本部の組織・職制・職務分掌規程」等により、役割と責任、職務等について定める。
(5) 取締役会の直轄の組織として、社長及び社外取締役等で構成するガバナンス委員会を定期的に開催する。
(6) 事業部門を統括する執行役員等で構成する経営会議を、定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
(7) 地域毎に営業拠点を統括する部長（エリア統括部長）と役員等との会議を定期的に開催し、各地域の執行状況の報告、課題の検討等を行う。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 「倫理・行動規範」を記載した冊子「Ｊ－Ｎａｖｉ」を当社及び子会社の全役職員に配布し、会社の基本姿勢を明確するとともに、その周知を図る。
(2) 「本部の組織・職制・職務分掌規程」等及び「職務決裁権限規程」により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制とする。
(3) コンプライアンス統括部門がコンプライアンスに関わる企画立案・推進・教育・モニタリング等を行うとともに、よりコンプライアンス の実効性を確保するために各部署毎にコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を設置し、継続的な 教育を通して職務執行上関連の深い割賦販売法、貸金業法、資金決済法を始めとする各種関係法令の遵守を図る。
(4) 当社の社長直轄の内部監査部門は、牽制機能が働く組織として「内部監査規程」等に従って当社及び子会社の監査を行う。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

7．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
(2) 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員または弁護士が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正をモニタリングできる体制とする。
(3) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制の構築・運用状況を把握・評価する。
(4) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないように し、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。
(5) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受けるとともに重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会において協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行をモニタリングする。
(6) 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制とする。

(7) 内部通報制度(ホットライン)の窓口を当社及び子会社の共用のものとして社内外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
(8)「犯罪収益移転防止基本規程」等に則り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されることを未然に防止する体制とする。
(9)「贈収賄防止規程」等に則り、あらゆる形態の贈収賄を行わず、贈収賄に関する自国及び関係国の法令等を遵守する体制とする。
(10) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス統括部門に報告する体制とする。
(11) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)監査役の職務を補助する「監査役会事務局」を設置し、監査役会事務局所属の使用人を配置する。
(2)監査役会事務局の人数等は常勤監査役との間で協議のうえ決定する。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
(1)監査役会事務局の使用人は専任とし、専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。
(2)監査役会事務局の使用人の任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
(1) 監査役と協議のうえ制定した「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。
(2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
(3) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
(4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
(5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
(2) 代表取締役は監査役会と定期的に会議を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。
(3) 内部監査部門は監査役との連絡会議を定期的に開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。
(4) 監査役が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に対する基本方針
ジャックスグループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言し、これを公表しています。
(1)反社会的勢力との関係を一切持ちません。
(2)反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ適正に対応します。
(3)反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。
(4)反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
(5)反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
ジャックスグループは、反社会的勢力排除に向けて、以下の通り社内態勢を整備しています。
(1)社内規則等の策定
上記基本方針に則り基本事項を定めた社内規則を策定するとともに、業務に即したマニュアルを策定しております。
(2)組織体制
コンプライアンス統括部を反社会的勢力対応の統括部署として、反社会的勢力排除に関する企画、管理等を行っております。
また、代表取締役社長をはじめとする経営陣に対して随時及び定期に報告を行うこととしております。
(3)外部専門機関との連携
外部専門機関への定期的訪問及び相談を行うことにより、外部専門機関と緊密に連携を図ることとしております。
(4)反社会的勢力に関する情報の収集及び管理
三菱UFJフィナンシャル・グループ及び暴力追放運動推進センターから情報の提供を受けるとともに警察の暴力団員検挙情報を収集し、これらを一元管理することにより、適時、的確に活用する体制としております。
(5)従業員の教育
反社会的勢力の排除及び関係遮断を徹底するために、定期的、継続的に従業員に対して反社会的勢力排除及び関係遮断に関する教育を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

1．適時開示に係る基本方針

当社は、情報開示に対する積極的な姿勢が株主、投資家をはじめとするステークホルダーの信頼を高めるものであり、責任ある経営のために不可欠であると考えています。そのために『情報開示基本方針（ディスクロージャーポリシー）』を定め、それぞれのステークホルダーが、公平に、正しく、かつ速やかに重要事実を認識できるよう情報開示を行います。

2．適時開示に係る体制

当社の情報開示の最高責任者及び最終決定権限者を取締役社長と定め、情報取扱責任者を経理･財務担当役員としています。決算関係情報、決定事実、重要事実、その他の重要情報等は経営会議に情報が集約され、諮問され、情報取扱責任者及び各関係担当役員の協議を経て、最終的に取締役社長により決定されます。